

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	地域振興課	整理番号	1-4
処分の種類	特定地域づくり事業の全部又は一部の停止命令			
根拠法令条例等・条項	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第14条			
処分の概要	特定地域づくり事業法に違反した特定地域づくり事業の全部又は一部の停止命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第14条 都道府県知事は、特定地域づくり事業協同組合が第九条第二項各号のいずれかに該当するときは、当該特定地域づくり事業協同組合に対し、期間を定めて、その行う特定地域づくり事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			